

衆議院議長 大島 理森 殿  
参議院議長 山東 昭子 殿  
内閣総理大臣 菅 義偉 殿  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 井上 信治 殿  
消費者庁長官 伊藤 明子 殿  
デジタル改革・IT政策担当大臣 平井 卓也 殿  
内閣府規制改革推進会議議長 小林 喜光 殿  
内閣府規制改革推進会議  
成長戦略ワーキング・グループ座長 大橋 弘 殿  
内閣府消費者委員会委員長 山本 隆司 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40  
ブライトシティ柏木702号室  
内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく  
理 事 長 吉 岡 和 弘  
電 話 022-727-9123  
F A X 022-739-7477

## 特定商取引法・預託法上の書面交付の電子化に反対する意見書

消費者庁は、今年の通常国会に提出予定の特定商取引法（以下「特商法」という）及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という）の改正案に、電磁的方法による概要書面と契約書面の交付を可能とする内容を盛り込む方針で検討を進めている。このような検討は、昨年11月9日に開催された「規制改革推進会議・第3回成長戦略ワーキング・グループ」会議において、特定継続的役務提供におけるオンラインで完結するサービスに契約書面等の電子交付を可能とすべきではないか、との指摘がなされたことを踏まえて、進められているものである。

消費者庁の上記対応は、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引など特商法の通信販売を除く全ての取引類型と預託法について、対面販売の方式による契約類型も含め一律に書面の電子化を導入しようという大規模な法改正を目指すものであるが、規制改革推進会議の問題提起を超えるものであるばかりか、書面の電子化の必要性や合理性が何ら議論されていない取引類型にまで率先して

電子化を認めようとするものであり、あまりにも拙速な対応と言わざるを得ない。

特商法及び預託法上の取引に書面交付義務が認められているのは、不意打ち的な勧誘や利益獲得を強調した勧誘を受ける消費者に対し、交付書面により契約内容を正しく理解しながら契約を締結する機会を確保するとともに、契約締結後に冷静な状態で契約を解消すべきかを考え直すことができるようにして（クーリング・オフ制度）、消費者の保護を図ろうという趣旨に基づくものである。

しかし、大量の文字からなる契約条項を記載した電子データをスマートフォンなどの画面で読み取ることは極めて困難であることから、法定書面の電子化を認めれば、契約内容の理解や確認に支障が生じ、上記の書面交付義務の趣旨が大きく損なわれることは明らかである。特に、高齢者の場合には、家族や支援者らが不審な契約関係書類を発見しクーリング・オフを行うことにより被害を免れるケースも多く、法定書面の電子化が導入されると、このような被害発見の機会が失われることになりかねない。また、そもそも、対面での取引の場合には紙の書面を直接交付できることから、あえて電子データを用いるべき必要性はないのであり、法定書面の電子化を導入すべき立法事実は全く存在しない。

当団体が所在する宮城県内においては、近時、高齢者を狙った消火器の訪問販売の被害が大きな問題となったが、訪問販売に電子書面の交付が導入されていたならば、勧誘を受けた者が電子メールで届いた契約書面の開封方法や保存方法が分からない状態で、法定書面が交付されたものとして、紙の書面による説明がないままで契約締結が進められたり、契約後の内容確認方法が分からないままクーリング・オフ期間を経過したりするなどにより、さらなる被害拡大を招いた可能性は否定できない。

また、連鎖販売取引については、全国の苦情相談件数が毎年1万件を超える状況が続いており、東北においても大学生ら若者を狙ったマルチ商法被害の報告が各地からなされている。このような状況を踏まえ、連鎖販売取引については、2022年4月1日に迫っている成年年齢の18歳への引き下げを巡って、若年者を狙うマルチ商法の被害防止策の強化が喫緊の課題となっているのであり、交付書面の電子化の容認は、上のような流れに逆行する、状況を見誤った方針と言わざるを得ない。

さらに、預託法の対象分野は、これまで繰り返し大規模な消費者被害事例が発生し社会問題化しており、このような分野に書面の電子化を導入すれば、これまで以上の被害の拡大を招きかねない。

以上に述べたように、特商法・預託法の書面交付義務の電子化は、悪質業者が法定書面の電子交付を悪用するおそれを禁じ得ず、消費者被害の実態や書面交付による被害防止機能の確保などを含めて慎重に検討しなければならない課題である。以上のような理由から、当団体は、このような議論のないままに、特商法の通信販売を除く全ての取引類型と預託法について一律に書面の電子化を導入しようという法改正に反対する。

以 上